

インフルエンザも予防しよう

インフルエンザが流行する季節が近づいています。特に抵抗力の弱い小さいお子さんや高齢者、基礎疾患のある方がインフルエンザにかかると重症化しやすく、時に命に関わることもあるので注意が必要です。

- **基本の感染症防止対策を徹底しましょう**
 - ① 正しいマスクの着用
 - ② 手洗いの徹底
 - ③ 距離の確保(混雑した場所を避ける)
- **感染防止の3つの基本**
 - ① 正しいマスクの着用
 - ② 手洗いの徹底
 - ③ 距離の確保(混雑した場所を避ける)
- **接種回数**

インフルエンザ予防接種の目的は、①発症の予防をすること ②感染時の重症化を防ぐことです。

【13歳未満の方】
2回接種(おおよそ2〜4週間の間隔をあける)

【13歳以上の方】
1回接種(ただし、医師が必要と認めた場合は、2回接種もある)



- **接種時期**
インフルエンザは、12月〜4月頃に流行し、例年1月〜3月にピークを迎えます。抗体ができるまでに、約2週間から4週間かかりますので、12月中旬までに接種することをお勧めします。
- **接種場所**
町内の医療機関で接種ができます。詳細は各医療機関にお問い合わせください。
- **費用助成の対象者と自己負担額について**
次の条件に該当する方は、費用の助成があります。
 - ① 65歳以上の方
 - ② 60歳〜64歳で特定の疾患をお持ちの方
 - ③ 妊娠されている女性
 - ④ 生後6ヶ月〜高校3年生相当年齢の方(平成16年4月2日以降にお生まれの方)



- **生活保護世帯(一部の接種費用助成について)**
65歳以上の方又は60歳〜64歳で特定疾患をお持ちの方で、生活保護世帯の方は、接種費用が全額助成されます。病院の窓口で「生活保護世帯証明書」の提出が必要になりますので、必ず事前に西臼杵支庁で手続きをお願いします。
- **助成期間**
令和4年10月1日から令和5年3月31日まで
- **接種時に必要なもの**
年齢確認が出来る保険証・母子手帳をお持ちください。
- **町外で予防接種を受けられる方へ**
助成対象者の方が、町外の医療機関で接種された場合は、接種費用の全額をいったんお支払いしていただく必要があります。その後、申請により助成額を払い戻しいたします。

- ◆ **申請に必要なもの**
 - ① 領収書
 - ② 予防接種済証
 - ③ 本人名義の通帳(お子さんは保護者の通帳)
 - ④ 印鑑
- ◆ **必要書類をお持ちになり、保健センターげんき荘までお越しください。**なお、65歳以上の方は、事前申請が必要となりますので、必ず事前に保健センターげんき荘までご相談ください。
- ◆ **新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの接種間隔について**
新型コロナウイルス接種の後にインフルエンザの予防接種は可能です。ただし、インフルエンザ以外のワクチン接種については、2週間の間隔を空ける必要がありますのでご注意ください。
- ◆ **ご不明な点は、保健センターげんき荘73-1717へお問い合わせください。**



年金生活者支援給付金をご存じですか？

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。障害年金を受け取るには、年金の納付状況などの条件が設けられています。

対象となる方

- **老齢基礎年金を受給している方**
以下の要件を、すべて満たしている必要があります。
 - 65歳以上である
 - 世帯員全員が住民税非課税
 - 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下
- **障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方**
 - 前年の所得額が、約472万円以下

！ 不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号を聞いたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

**お便り
ありがとうございます**

お寄せいただいたお問い合わせの一部をご紹介します。紙面の都合上、要約させていただく場合がありますのでご了承ください。

高千穂神社の交差点で、朝夕に小中学生の交通指導をしてほしい。(投稿者：60代・男性)

総務課より
ご意見ありがとうございます。
高千穂警察署地域交通課と協議を行い、月に2日程度、警察署の交通指導日にあわせた街頭指導やパトロールにおいて重点的に巡回するようしていただくこととなりました。

図書館の本棚が高く、手の届かないところがあります。(ペンネーム：なっちゃん 70代・女性)

教育委員会(町立図書館)より
ご意見ありがとうございます。
みなさまのご要望に応えられるようになるべく多くの本を置きたいと思っており、一部高い本棚がありご迷惑をお掛けしております。その場合は、遠慮なく職員にお申し付けください。

これから新規に請求される方

- ① 対象者には、9月中旬ごろ日本年金機構から請求手続きの案内が届きます。同封のハガキ「年金生活者支援給付金請求書」を記入し提出してください。
- ② なるべく令和4年12月末日までに届くように提出してください。
- ③ 令和4年12月末日までに提出しなかった場合、令和5年2月分以降からの支払いとなり、令和4年10月分から令和5年1月分までの給付金が受け取れなくなりますので注意してください。

年金生活者支援給付金の請求でお困りの時はお電話ください。

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

郵便はがき

8 8 2 1 1 9 0

料金受取人払郵便

延岡局承認

562

差出有効期限
令和5年1月19日
日まで

高千穂町役場
企画観光課 行

ご住所 □□□□□□□□

電話番号 () -

おなまえ

ペンネーム

※記入がない場合はイニシャルで表記させていただきます

点線に沿ってお切りください(郵便はがき可)